

吸収分割に係る事後開示書面

2026 年 8 月 1 日

(分割会社)

東京都千代田区丸の内 1-1-1 パレスビル 5 階

株式会社 GRCS

代表取締役 佐々木 慈和

(承継会社)

東京都千代田区丸の内 1-1-1 パレスビル 5 階

株式会社 GRCS テクノロジーズ

代表取締役 佐々木 慈和

株式会社 GRCS（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社 GRCS テクノロジーズ（以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 6 月 12 日付で締結した吸収分割契約に基づき、会社分割（吸収分割）（以下「本吸収分割」といいます。）により、効力発生日を 2026 年 8 月 1 日として、分割会社の GRC・セキュリティ関連ソリューション事業に係る労働者派遣事業及び有料職業紹介事業（以下「承継対象事業」といいます。）の一部を承継会社に承継させました。

本吸収分割に関する、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める開示事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 8 月 1 日

2. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 株主による吸収分割差止請求に関する手続の経過（会社法第 784 条の 2）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求に関する手続の経過（会社法第 785 条）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求に関する手続の経過（会社法第 787 条）

分割会社が発行している新株予約権について、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当するものは存在しないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議に関する手続の経過（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 6 月 26 日付の官報公告及び電子公告による公告を行いました。同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
 - (1) 株主による吸収分割差止請求に関する手続の経過（会社法第 796 条の 2）

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求に関する手続の経過（会社法第 797 条）

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議に関する手続の経過（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 6 月 26 日付の官報公告及び電子公告による公告を行いました。同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

本吸収分割に際し、分割会社は承継会社に対して資産及び負債を承継しておりません。
5. 本吸収分割の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 8 月 3 日（予定）
6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上